

広島県告示第四百五十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営舟入住宅、県営吉島住宅、県営長寿園北高層住宅、県営新山住宅、県営牛田住宅、県営牛田高層住宅、県営平林住宅、県営宇品住宅、県営鯉港住宅、県営比治山住宅、県営東観音住宅、県営西観音住宅、県営福島住宅、県営東海田住宅、県営海田住宅、県営海田月見住宅、県営熊野住宅、県営西熊野住宅、県営坂住宅、県営第二平成ヶ浜住宅、県営第三平成ヶ浜住宅、県営長寿園南高層住宅、県営小河内住宅、県営福島北住宅及び県営福島西住宅並びに県営舟入住宅駐車場、県営吉島住宅駐車場、県営吉島東住宅駐車場、県営長寿園北高層住宅駐車場、県営長寿園南高層住宅一号館駐車場、県営長寿園南高層住宅二号館駐車場、県営新山住宅駐車場、県営牛田住宅駐車場、県営牛田高層住宅駐車場、県営平林住宅駐車場、県営宇品住宅駐車場、県営鯉港住宅駐車場、県営比治山住宅駐車場、県営東観音住宅駐車場、県営西観音住宅駐車場、県営小河内住宅駐車場、県営福島北住宅駐車場、県営福島西住宅駐車場、県営海田月見住宅駐車場、県営熊野住宅駐車場、県営西熊野住宅駐車場、県営坂住宅駐車場、県営第二平成ヶ浜住宅駐車場及び県営第三平成ヶ浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
広島県ビルメンテナ ンス協同組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番三号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日、 令和十二年三月三十一日